



# ひたまい

第37号  
平成29年1月発行

～いしかり農業委員会だより～



こどもたちの  
田んぼ  
石狩市立浜益小学校

## 「浜益柏木地区資源保全組合」による稲刈体験学習(浜益小学校)



石狩市農業委員会  
会長 須藤 義春

新年明けましておめでとうございます。昨年は、春先の強風により作物の生育に若干の遅れは見られたものの、その後は好天に恵まれ順調に生育し、前年に続く喜ばしい出来秋を迎えることができました。

しかし、8月には台風が度重なって、北海道を直撃し、それに伴う記録的な豪雨と暴風は各地に大きな傷跡を残しました。本市では大きな被害は受けなかったものの、甚大な被害を受けた地域の方々に對しましては、心からお見舞いを申し上げます。

農業委員会にしましては、先に一部改正された「農業委員会等に関する法律」により、農業委員の選出方法が変更されました。今年の夏には新たな体制での農業委員会がはじまることと思えます。農業者の皆様には引き続きご協力よろしくお願いいたします。

さて、TPP協定に関しては、多くの農業者が不安を感じていることと思えます。そのような中、石狩市の農業を今後とも持続的に発展させるためには、担い手が希望を持って農業に勤しむことの出来る地域環境の整備や、地域の実情を踏まえた農業施策を確立することが必要です。農業委員会からも多くの意見を挙げていきたいと考えております。

このように、農業委員会も大きな変革を迎える年になりますが、本年も、皆様が無事に豊穡の秋を迎えられることをご祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。

# 農業委員の選出方法が変わります！

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が「選挙制と選任制の併用」から「市長の任命制」に変更されます。それを受け、平成29年7月改選期の農業委員候補者の推薦・募集をします。市長は、候補者の評価に関する意見を評価委員会に求めた後、議会の同意を経て、農業委員を任命することとなっております。候補対象者は、以下のとおりです。

## ●対象者●

- ① 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ② 市内に住所を有する方等  
(市内に住所を有しないが、市内で農業経営を行っている方、市内の農業事情に詳しい方を含む。)
- ③ 石狩市職員でない方

※ただし、法律の規定により、次に該当する方は対象となりません。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員の兼職は法律で禁止されています。

●募集人数● 18人

## ●推薦・応募方法●

受付期間内（平成29年2月を予定）に必要な書類を石狩市農業委員会事務局、厚田・浜益支所の地域振興課に持参または郵送にて提出してください。（詳細につきましては、広報いしかり、石狩市農業委員会ホームページ等に掲載予定です。）

# 農地パトロールを実施しました！！

石狩市農業委員会では毎年、優良農地の確保と違反転用の発生防止のため、各地区ごとにパトロールを行っています。昨年8月、市内を浜益区・厚田区・花畔地区・生振地区・北生振地区の5地区にわけパトロールを実施しました。

農地を荒廃させないためにも

- ①草刈りや景観植物を植えるなどの保全管理
- ②近隣の農業者への賃貸・売買などの対応をよろしくお願いします。



**農地の賃貸・売買については農業委員会事務局まで、ご相談ください。**

# 平成28年度 地域農業現況調査

地域農業現況調査では、石狩市内の先進的な取り組み事例や作況について、農業改良普及センターの方々と視察・調査しました。



- ◆実施日 平成28年9月8日(木)
- ◆調査地区 厚田区発足・八幡町高岡・北生振  
八幡1丁目・志美
- ◆調査品目 いちご、ミニトマト屋根灌水  
水稲作況(定点)、試験ほ場  
水稲乾田直播

## 平成28年度 石狩地方農業委員会連合会道内研修

- ◆研修日 11月16日(水)～11月17日(木)
- ◆参加者 須藤義春 会長 百井宏己 事務局長
- ◆研修先
  - ・とうや湖農業協同組合  
「雪蔵野菜貯蔵施設について」
  - ・伊達市農業委員会  
「冬野菜産地化事業について」
  - ・新函館農業協同組合  
「温泉熱利用園芸ハウスについて」  
「地熱水利用園芸ハウスについて」



## 農地台帳登載内容調査の実施について

農業委員会では、農家の皆さんの家族構成・農業経営状況等を的確に把握し、各種証明書発行の際の基礎資料とするため、農地台帳登載内容調査票を配布し、1月1日現在の世帯員・農地等の状況をお知らせいただいています。

調査の対象者は……

- ① 満20歳以上の人
- ② 平成29年1月1日現在、30アール以上の農地で農業を営んでいる人  
(耕作面積は農業委員会事務局で確認)
- ③ ②の同居の親族またはその配偶者であって、年間概ね60日以上農業に従事する人

提出先は……

- 農業委員会事務局(市役所3階)・市役所厚田支所・浜益支所(地域振興課)
- JAいしかり本店・花畔支店
- JA北いしかり厚田支所・浜益事業所

提出期限を1月20日(金)とさせていただきます。  
大切な調査です!ご協力よろしくお願いたします。

# 農業委員会で決まったこと

農業委員会では毎月1回総会を行っています。  
平成28年7月から平成28年11月に行われた総会での決定事項をお知らせします。

## ◆第26回総会 <平成28年7月28日>

- |                       |    |                       |    |
|-----------------------|----|-----------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出  | 1件 | ・農用地利用集積計画案の決定（利用権設定） | 1件 |
| ・農地法第5条の一時転用に係る事業完了報告 | 1件 | ・農地法第5条の規定による許可申請     | 1件 |
| ・農地の転用事実に関する照会（会長専決）  | 1件 | ・現況証明願い               | 2件 |

## ◆第27回総会 <平成28年8月25日>

- |                         |    |                           |    |
|-------------------------|----|---------------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出    | 1件 | ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権） | 3件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知     | 1件 | ・農用地利用集積計画案の決定（所有権移転）     | 2件 |
| ・農地法第5条の一時転用に係る事業完了報告   | 1件 | ・農地法第5条の規定による許可申請         | 1件 |
| ・現況証明願い（会長専決）           | 4件 | ・農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積  | 1件 |
| ・石狩市農業振興地域整備計画の変更（会長専決） | 1件 |                           |    |

## ◆第28回総会 <平成28年9月29日>

- |                                |    |                                       |    |
|--------------------------------|----|---------------------------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出           | 2件 | ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）             | 3件 |
| ・農地法第4条および第5条に係る農地転用許可後の工事完了報告 | 2件 | ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権および使用貸借による権利） | 3件 |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知            | 4件 | ・農用地利用集積計画案の決定（利用権設定）                 | 2件 |

## ◆第29回総会 <平成28年10月27日>

- |                                 |    |                   |    |
|---------------------------------|----|-------------------|----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出            | 2件 | ・農地法第4条の規定による許可申請 | 1件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（使用貸借による権利） | 2件 | ・現況証明願い           | 1件 |
| ・農用地利用集積計画案の決定（利用権設定）           | 2件 | ・石狩市農業振興地域整備計画の変更 | 1件 |

## ◆第30回総会 <平成28年11月24日>

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ・農地法第3条の3第1項の規定による届出            | 2件  |
| ・農地法第18条第6項の規定による通知             | 14件 |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）       | 3件  |
| ・農地法第3条第1項の規定による許可申請（使用貸借による権利） | 2件  |
| ・農用地利用集積計画案の決定（所有権移転）           | 5件  |
| ・農用地利用集積計画案の決定（利用権設定）           | 20件 |
| ・現況証明願い                         | 3件  |





# 石狩市農地賃借料情報



平成28年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

## 1 田の部（転作田含む）

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧石狩市	8,900円	14,200円	4,400円	127	
(内訳)・石狩川左岸地区	8,900円	14,200円	4,400円	90	
・石狩川右岸地区	9,000円	13,300円	5,400円	37	
(用途内訳)・水田	10,300円	13,300円	8,200円	15	
・転作田	8,700円	14,200円	4,400円	112	
厚田区	9,600円	13,300円	3,000円	114	
(内訳)・聚富地区	9,200円	13,300円	3,000円	29	
・望来地区	9,700円	12,000円	6,500円	41	
・厚田地区	9,800円	12,000円	5,000円	44	
(用途内訳)・水田	10,500円	13,300円	9,100円	51	
・転作田	8,900円	12,000円	3,000円	63	
浜益区	15,000円	15,000円	14,000円	20	
(参考) 石狩市平均	9,700円			261	

## 2 畑の部

締結（公告）された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧石狩市	5,400円	9,000円	1,800円	76	
厚田区	4,100円	6,500円	3,000円	28	
浜益区	—	—	—	—	データなし
(参考) 石狩市平均	5,100円			104	

\*1 データ数は、集計に用いた筆数

\*2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている

## 今後の総会開催予定

平成28年度の総会は残り3回となります。開催予定日は以下のとおりです。

	総会開催日	各種申請書提出期限
第32回	平成29年1月27日(金)	平成29年1月10日(火)
第33回	平成29年2月23日(木)	平成29年2月10日(金)
第34回	平成29年3月23日(木)	平成29年3月10日(金)

手続きをお考えの方はご注意ください！

農地の転用や現況証明願いには約2カ月、売買、賃貸借の手続きには約1カ月かかります。

# 家族経営協定を結びませんか？

家族経営協定を結ぶことは、家族みんなが、意欲と能力を十分に発揮して経営に関わることに繋がります。魅力的な農業経営を目指すため、仕事環境、経営方針、役割分担など、この機会に家族みんなで十分話し合い、家族経営協定を結んでみませんか？



ご相談は、農業委員会、支所地域振興課、JA、農業総合支援センターでお受けしています。

## 「農業者年金」に加入しましょう！

「農業者年金」は農業者の老後安定・福祉向上を図る、積立方式確定拠出型の年金です。農業者年金には様々なメリットがあります！

- ①積み立て方式で少子高齢時代に強い
- ②保険料の額は自由に決められます
- ③80歳まで保証付の終身年金です
- ④支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象
- ⑤意欲ある担い手は国から助成を受けられます

詳しくはJA窓口、農業委員会事務局へおたずねください。

※年金受給者が亡くなられた場合には届出が必要です。JA窓口、農業委員会事務局までご連絡ください。

## 全国農業新聞の購読申し込みについて

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

購読の申し込みは農業委員会で受け付けています。お電話（0133-72-3147）等でお申し込み、また気軽にお問い合わせください。

- ◆毎週金曜日発行
- ◆購読料は月額700円（年間8,400円）



## 編集後記

今年度、2回目の「ひだまり」発行です。ひだまりの冒頭にもお知らせしましたように、今年は農業委員会の改選の年ではありますが、従来からの選挙ではなく、市長による任命制へと変わります。次号のひだまりには新しく委員になれる方々が紹介される予定です。

昨年、北海道は目を覆いたくなるような農作物被害がもたらされてしまいました。今年は、農業に携わるもの皆で、笑顔の秋を迎えられればよいと思っています。

今年も、皆さんが健康に農作業に従事できますこと願っております。

編集委員 三枝 豊

## ひだまり編集委員紹介

- ◆ 笹森 克春 委員
- ◆ 三枝 豊 委員
- ◆ 小池 裕明 委員 の3名です

「皆さんからのご意見お待ちしております！」

編集・発行 石狩市農業委員会  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2  
市役所3F  
TEL 0133-72-3147  
FAX 0133-72-3540